

各県立学校長 殿

県教育委員会教育長

卒業式における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

昨日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、内閣総理大臣から全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、3月2日から春休みまで臨時休業とするよう要請がありました。

ついては、当該要請を踏まえ、対応を下記のとおりとしますので、各校で適切に実施願います。この通知は3月1日以降の卒業式に適用します。

なお、2月25日付教育長通知「卒業式等における新型コロナウイルス感染症への対応について」は廃止とします。

記

1 各学校における対応について

- (1) 卒業式については時間設定を見直し、最短の時間で終了できるようにすること。
 - ・卒業証書の授与は、代表のみとすること。
 - ・あいさつ等は短くすること。
 - ・終了後はすぐに帰宅を促すこと。
- (2) 卒業式への参加者は卒業生と教職員に限定すること。保護者は代表1名、在校生については必要最小限の参加とし、来賓については参加を御遠慮願うこと。
- (3) 会場の入り口にアルコール消毒薬を設置すること。
- (4) 会場等のこまめな換気を行うこと。
- (5) 卒業式参加者の座席については、可能な限り座席間のスペースを空けること。

2 卒業式参加者への周知について

- (1) 手洗いや、マスク着用などによる咳エチケットの徹底により、感染症の拡大防止に努めること。
- (2) 発熱や咳など風邪のような症状のある卒業生、教職員は卒業式に参加しないこと。